

令和 7 年度
第 6 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 7 年 9 月 10 日開会

高松市農業委員会

令和7年度第6回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年9月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市役所 11階 114会議室

出席委員 21人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 25番 山田 憲一

欠席委員 3人

- 16番 河田 薫
- 21番 川原 勝
- 24番 奈良 稔

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 塚原 雅樹
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農 地 係 長 森 明雄
- 農政管理係長 山崎 博司
- 副 主 幹 浮田 政宏
- 主 査 溝渕 勝久
- 主 任 主 事 栗永 亘

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（特別議案）

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（一般議案）

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第12号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和7年度第6回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、16番河田委員、21番川原委員、24番奈良委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び17番神高委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、転用目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、農業から撤退する法人が、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、耕作目的のため、中間管理法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番は、耕作目的のため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権の37番と38番に関連しています。

7番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番、9番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。どちらも3条許可申請所有権15番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

1番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権の6番に関連しています。

2番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件は

ありません。5条許可申請所有権の9番に関連しています。

3番は、農業から撤退する法人が、農地法による貸借について返還するもので、返還条件はありません。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権の22番と23番に関連しています。

6番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権の7番に関連しています。

7番は、3番と同じ法人が、農業から撤退するために、農地法による貸借について返還するもので、返還条件はありません。

なお、3番と7番については、返還後にこれらの農地を借り受ける法人が、既に決まっていると聞いています。

8番は、一部転用目的、一部耕作目的のため、中間管理法による貸借について返還するもので、返還条件はありません。

9番は、耕作目的のため、中間管理法による貸借について、借受人から香川県農地機構へ返還するもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願につきまして、御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成28年5月19日付けで露天貸駐車場用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の変更により当初予定の転用を取消しするものです。

5条許可申請使用貸借5番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願につきまして1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現居宅の老朽化に伴い建て替え後に売却することとなり、居住地を確保する必要から転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接する農地は転用者が所有するもののみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途が定められている第3種農地に区分されますが、近隣住民から駐車場が不足して困っており貸し出して欲しいとの要望があったことから整地して利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接地に農地もなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途が定められている第3種農地に区分されますが、自宅敷地に駐車スペースがなく、日常生活や来客時にも支障をきたしていることから申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が346.00平方メートルあります。

4番と次のページの6番は、露天貸駐車場用地として、5番は、露天貸駐車場・物置用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途が定められている第3種農地に区分されますが、叔父の代に近隣企業や住民からの強い要望から、駐車場や物置として利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年頃に造成済みですが、相続を機に転用手続きができていないことが判明したことから是正するものであり、隣接地に農地もなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が4番には141.61平方メートル、6番には88.00平方メートルあります。

7番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地に隣接する親族宅に駐車場が不足

しているため、駐車場として借り入れたいとの要望に応えるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用地が42.00平方メートルあります。

8番は、公衆用道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途が定められている第3種農地に区分されますが、申請者の父の代に、自身が所有する住宅地前の道幅が狭いため道路を拡幅し利用していたもので、農地区分と転用理由については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接地に農地もなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、子供の成長に伴い現在居住している賃貸住宅が手狭となってきたことから、今後、必要となる母親の介護も考慮し選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が57.32平方メートルあります。

10番は、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、居宅に車庫を造成した際、駐車スペースが不足したため農地へ越境して利用していたものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和63年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、転用の確実性も認められ、隣接する農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が868.56平方メートルあります。

11番は、公衆用道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地の周辺に分譲住宅造成の計画があり、墓地への進入路の確保が必要であるとの管理者からの要望に応えるために利用していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成27年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、露天貸資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、将来の資金形成のため不動産業に着手したいと考えていたところ、資材置場として利用したいとの要望があり転用申請されたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が63.24平方メートルあります。

13番は、宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途が定められている第3種農地に区分されますが、将来を見据え、娘が居住するための住宅地の確保が必要であることから宅地造成用地として転用申請するもので、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性も認められ、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、納屋を建築した際、効率的な農作業を行うために所有する隣接農地へ越境して造成していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成4年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接する農地所有者は申請者のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が417.79平方メートルあります。

15番は、農業用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具や資材、肥料の増加に伴い、新たに保管場所が必要となったことから農業用倉庫用地として利用していたものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成23年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家の建替えにあたり、家の配置から雨水や浄化槽の処理水を排水するためには代替地もなく、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成3年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が729.71平方メートルあります。

17番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、建築業を営んでいた申請者が資材の保管や農機を収納するための倉庫が必要であったことから造成し利用していたものであり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年頃に造成済みですが、追認許可を得るものであり、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が422.27平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について17件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題とします。事務局の説明を求めます。

溝渕主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請につい

て、御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1 番は、令和 6 年11月22日付けで、住宅 2 階建 2 棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けていましたが、住宅購入者の要望から、棟数を住宅 2 階建 2 棟から住宅 2 階建 1 棟及び住宅平屋建 1 棟に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2 番は、令和 4 年 10 月 4 日付けで、2 区画の宅地分譲用地として転用許可を受け、その後、令和 5 年 3 月 10 日付けで事業計画変更の承認を受けていましたが、転用区域の拡張に伴い区画数が増加し、併せて工事期間を延長することから、許可後の事業計画変更申請をするものです。

5 条許可申請所有権 39 番と関連しています。

なお、2 番については、「高松市農地関係事務処理要領」第 3 の 2 許可目的達成が困難な場合の変更の（1）変更申請の対象の中に記載のあります「農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であって、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき」に該当し、事業計画変更申請を提出することで、転用目的を達成するものです。また、現在、事業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き、転用者に対し、粘り強く注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 2 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 4 号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について議題いたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、神高委員と私の 2 名で、9 日火曜日に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の所有権移転13件、賃借権設定 1 件であり、合計14件です。所有権移転の内、番号 3 番、4 番、6 番から11番、及び13番、並びに賃借権の 1 番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しております。

内容につきましては、所有権 1 番から 7 番までを私が、8 番以降を神高委員から報告します。

それでは、別紙の 5 条特別議案書のうち、所有権を御覧ください。

1 番は、高松市立多肥小学校西 1 キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されます。

申請地の東側300メートルほどの位置に、ことでん琴平線の新たな駅が建設中であり、北側に位置する県道太田上町志度線沿線は生活に便利な大型スーパーマーケットやドラッグストアが数多く建築され、申請地は、購入需要の高い地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められます。隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が698.84平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立多肥小学校西1キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請地は、1番同様、住環境に優れている用地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用道路等が691.86平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、高松市立龍雲中学校東600メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地を比較検討した結果、100メートルほど西側一帯は都市計画用途地域で、西約1キロメートルにはことでん琴平線仏生山駅があり、市内中心部への移動に便利で、周辺では、古くから分譲住宅団地が建築・完売され、住環境の良い区域となっており、転用者が既に得ている市内、南東部での住宅購入需要を満たせる用地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が82.11平方メートルあり、使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番は、高松市立龍雲中学校東700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、候補地を比較検討した結果、3番同様、周辺は、住環境の良い区域となっており、営業活動で得た顧客の住宅購入需要を満たせる用地で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同

意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が300.51平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番は、ことでん長尾線林道駅北西200メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、転用者の最近の営業活動から、申請地周辺での住宅購入顧客を多数得ており、要望に対応しようと販売用地を検討していたものです。

申請地の周辺は、住宅団地や共同住宅が建ち、閑静で住環境もよく、近くには、スーパーマーケットやドラッグストア等商業施設が充実しており、生活に便利な場所で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が941.97平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市立古高松南小学校南400メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用者の最近の営業活動から、手持ち販売案件のない市内北東部での住宅購入顧客を多数得ており、要望に対応しようと、用地の検討していたものです。

候補地を比較検討した結果、申請地の北側約100メートルには、高松市道室町新田線があり、市内中心部への移動に便利で、沿線には、スーパーマーケットやドラッグストア等商業施設が充実しており、生活に便利な場所で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道が7.84平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、高松市立古高松小学校南東1キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、事業の拡大を計画しており、新たな販売用地を検討していたものです。

候補地を比較検討した結果、申請地の南側約100メートルには、県道高松志度線があり、市内中心部への移動に便利で、小学校、中学校のある北西500メートル一帯は、用途地域で、商業・医療施設が充実しており、生活に便利な場所で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同

意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が111.95平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

神高委員 現地調査委員の神高です。

8番は、高松市立林小学校南西700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、手持ち案件の販売が好調な不動産業を営む申請者が、新たな事業展開を計画したものです。

候補地を比較検討した結果、申請地の西側約100メートルには、都市計画区画整理事業の終了した用途地域が広がっており、商業・医療施設が充実し、生活に便利な場所で、販売適地と判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用道路等が376.86平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

9番は、高松市立香東中学校南西500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、不動産業を営む申請者が新たな事業展開をしようと、転用申請したものです。

候補地を比較検討した結果、転用者は、申請地近くで過去に開発経験があり、申請地の南側約200メートルには、用途地域が広がっており、商業・医療施設が充実し、生活に便利な場所で、販売適地と判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が67.16平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

10番は、ことでん琴平線円座駅南東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、8番と同様の不動産業を営む申請者が高松市西部で新たな事業展開をしようと、転用申請したものです。

候補地を比較検討した結果、申請地の北西約200メートルには、用途地域が広がっており、申請地はことでん琴平線の駅にも近く、通勤・通学に便利で、周辺には商業・医療施設が充実し、生活に便利な場所で、販売適地と判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が489.04平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

11番は、高松市立弦打小学校南900メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、不動産業を営む申請者が高松市西部で新たな事業展開をしようと、転用申請したものです。

候補地を比較検討した結果、申請地周辺は、同業者の分譲住宅団地が建築され、閑静な区域内にあり、市内中心部への移動に便利な県道檀紙鶴市線に近く、沿線にはドラッグストア、スーパーマーケット等、生活に便利な商業施設が建築され、販売適地と判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

一部現況が宅地化されている筆がありますが、非農地証明該当の納屋が建築されているものです。

併用宅地等が186.72平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

12番は、高松市立国分寺北部小学校南西1キロメートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、転用者の最近の営業活動から、市内西部での住宅購入顧客を多数得ており、要望に対応しようと販売用地を検討していたものです。

申請地周辺一帯は、用途地域内で、古くから住宅団地や共同住宅が建ち、閑静で住環境もよく、生活に便利な場所で、申請地面積は、転用者の希望する短期に完売可能なもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との同意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

13番は、高松市立国分寺南部小学校北西700メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、1番、4番と同様の申請者が新たな事業展開をしようと、転用申請したものです。

候補地を比較検討した結果、申請地東側一帯は都市計画用途地域で、周辺は、同業者の分譲住宅団地が広がり、閑静な区域内にあり、主要地方道国分寺中通線に近く、沿線にはドラッグストア等、生活に便利な商業施設が多数建築され、販売適地と判断したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同

意も得、被害防除措置も適切であると考えます。

併用水路等が146.73平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

賃借権設定について、御説明いたします。

1番は、高松市立牟礼中学校東200メートルに在り、鳶、土木建築業を営む転用者が露天資材置場用地として賃借権を設定し、転用申請するものです。

立地基準については、申請地の大半が第2種農地に、内、一筆が第3種農地に区分されますが、近年、申請地近くでの事業受注が多く、資材等の移動効率を良くするため、事業現場周辺で露天資材置場用地を確保しようと検討していたものです。

申請地は、国道11号線及び県道八栗・原線に近く、資材の搬入、搬出に便利で、事業上必要とする面積を確保できることから申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の内2名から転用同意は得られていませんが、転用者が引き続き調整を図るとともに、転用後、周辺に被害が生じた場合は、当事者間で誠意をもって解決する旨の確約書が提出されており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転13件、賃借権設定1件、合計14件です。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、土木工事業、建築工事業等を営む法人が、従業員の駐車場が不足しているため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、873.00平方メートルあります。

3番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

4番は、特別議案です。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、78.81平方メートルあります。

6番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

7番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、造成した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が439.00平方メートルあります。

8番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

9番は、不動産業等を営む法人が、現在借りている高松市内の事務所が手狭になったため、新たに事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、利用しやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知2番と関連しています。

10番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が開発道路に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、特別議案です。

12番は、不動産賃貸業等を営む法人が、従業員が増え、現在の事務所が手狭となったため、事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

14番、15番は、特別議案です。

16番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

申請地は昭和62年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

17番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅への進入路及び車庫を設けた際に、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が532.76平方メートルあります。

18番は、特別議案です。

19番は、家具、インテリア用品販売等を営む法人が、事業が順調に伸び、既存の駐車場が手狭となったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が294.77平方メートルあります。

20番は、冷暖房工事業を営む法人の代表者が、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が405.62平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

21番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和39年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が42.97平方メートルあります。

22番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知5番と関連しています。

23番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知5番と関連しています。

24番、25番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

26番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の作業場にも隣接し、事業の効率化も図れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が65.82平方メートルあります。

27番は、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、7.39平方メートルあります。

28番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、造成した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和44年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が713.00平方メートルあります。

29番は、転用事業者の事業をPRするため、看板用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道山崎御厩線沿いで、目に付きやすい場所であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

30番は、サッシ、シャッター、排煙装置の販売施工等を営む法人が、事務所の駐車場が不足しており、資材置場も必要であるため、露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事務所にも隣接しており、事業の効率化も図れることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

31番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既に水路として使用されており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

32番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、造成した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が197.33平方メートルあります。

33番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を譲り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

34番は、特別議案です。

次のページを御覧ください。

35番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、隣接する宅地と併せて利用するため、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が374.25平方メートルあります。

36番、37番、38番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番、38番は、18条6項通知6番に関連しています。

39番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由

と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可後の事業計画変更2番と関連しています。

40番は、特別議案です。

41番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

42番は、住宅・整体院用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が204.00平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

43番は、特別議案です。

44番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が併用地を介して公道に面しており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

45番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と西側が市道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

46番は、倉庫の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、倉庫を建築した際に、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が918.55平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

次のページを御覧ください。

1番は、建築工事業等を営んでいる法人が共同企業体を立ち上げ、申請地の近くで受注している公共工事をするのに際し、工事期間中の仮設事務所用地として、令和7年10月1日から令和12年9月30日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、菓子の製造及び販売を営む法人が、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については、適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、特別議案です。

4番は、食品機械の設計設置業等を営んでいる法人が、一時的に建設資材を保管する場所が必要となったことから、工事期間中の露天資材置場・駐車場用地として、令和7年9月30日から令和8年3月31日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、建設現場から近く、北側が市道に面し、車両の運搬がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が60.00平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

5番は、ドラッグストアの経営を営む法人が、隣接する併用地に店舗を建てるため、申請地を露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が3,260.25平方メートルあります

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

次のページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、現在、借家住まいで、家財道具が増え、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、将来的な親の介護も考えており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4条許可取消願1番と関連しています。

次のページを御覧ください。

6番は、電気工事業を営む転用事業者が、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、造成した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和6年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用許可済地が450.00平方メートルあります。

7番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、また、周辺は教育施設及び商業施設等が整った住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が178.00平方メートルあります。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権33件、賃借権4件、使用貸借7件、計44件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書31ページを御覧ください。

1番は、農地の整形を目的として、親戚の間で農地の一部を贈与するものです。移転後は、既存の農地を合わせて野菜類を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は玉ねぎを栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番は、父親から子へ部分贈与するもので、移転後は大豆、花等を栽培するものです。

5番は、農業を廃止する譲渡人から、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はみかん等を栽培するものです。

6番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を作付するものです。

7番は、高齢化等により経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受

けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

8番、9番は、いずれも新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜等を栽培するものです。

10番は、高齢化等により経営縮小する譲渡人から、経営規模の拡大を希望する譲受人が農地を取得するもので、取得後は野菜等を栽培するものです。

11番は、農地の集約を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

12番、13番は、相続人が不存在となった農地について、その相続財産清算人から、12番は新規就農を希望する譲受人が、13番は経営拡大を希望する譲受人がそれぞれ譲り受けるもので、いずれも水稻を栽培するものです。

14番は、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜類を栽培するものです。

15番は、弟が相続していた農地を、兄へ一括贈与するもので、移転後は水稻を作付するものです。18条6項通知の8番と9番に関連しています。

続きまして、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権の設定について御説明いたします。

議案書の34ページを御覧ください。

1番は、高齢化により規模を縮小する貸人から、経営規模の拡大を希望する借人が借り受けるもので、水稻を作付するものです。

貸借期間は1年間となっていますが、賃貸借契約書には、契約満了の6ヶ月前までに、相手方に契約更新しない旨の通知をしないかぎり、同一条件で自動更新される旨が明記されています。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転15件、賃借権1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書35ページを御覧ください。

1番は昭和60年頃、2番は昭和63年頃から、耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書36ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しております。また相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第9号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号については証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号については証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について議題とします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第10号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和7年9月3日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件につきましては、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題ない旨の報告を受けております。

次に資料の内容につきまして御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。農用地区域からの除外内容につきまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。5ページの下段に今回の除外後の用途区分毎の件数及び総面積が記載されており、合計件数が28件、面積が56,075.20平方メートルでございます。

以上、議案第10号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号については原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本件は令和7年8月20日付けで、農用地利用集積等促進計画（案）において香川県農地機構より農業委員会へ意見を求められているものであり、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地の貸付先の変更を行う農用地利用集積等促進計画【変更】と、同年7月の農業相談会等により、11月1日付けで中間管理機構を利用した貸借となる農用地利用集積等促進計画【新規、更新、移転・再貸付】になります。なお、香川県の公告予定日は、同年10月31日となっております。

まず、1ページの農用地利用集積等促進計画【変更】（案）の総括表を御覧ください。

申出件数が3件、筆数が9筆、面積が7,675平方メートルとなっています。

2ページは、各地区の貸借の一覧表となっており、表の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利の内容となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付を行う変更後の耕作者と、設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

続きまして、3ページの農用地利用集積等促進計画【新規、更新、移転・再貸付】（案）の総括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数が476件、筆数が1,234件、面積が1,260,819平方メートルとなっており、昨年の同時期と比較して、面積で32.9%増加しています。

4ページ以降は、各地区の貸借の一覧表となっております。表の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付を行う耕作者と、設定する権利の内容となっています。

最後の50ページには、農業委員会の意見として、意見なしと回答することとしています。

以上、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第11号については原案のとおり意義のない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号については原案のとおり意義のない旨決定し、回答することにいたします。

次に、議案第12号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第12号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件は、令和7年8月6日付け地域農業経営基盤強化促進計画(以下、地域計画といいます。)の変更公告後、地域計画内の農用地等のうち農振除外及び農地転用する場合は、改めて地域計画から除外し、変更する必要があります。そのため、同年9月3日付けで、高松市長から地域計画の変更について農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、意見を求められているものです。

2枚目及び3枚目につきましては、農振除外及び農地転用のため、地域計画から除外する農用地一覧表になります。表の左から地区名、町名、地番、枝番、地目、登記面積、除外面積、利用目的、利用者及び変更理由を記載しています。

また、4枚目につきましては、目次として地域計画(案)地区一覧表を添付しており、地区名とページ数を記載しています。地域計画は全部で30プランあり、各農業委員に貸与しているタブレットのラインワークスに、各地区の地域計画(案)及び目標地区(案)を掲載しております。

以上、議案第12号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更に係る意見について御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号については原案のとおり意見決定し、回答することにいたします。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項 関係許可状況について御報告申しあげます。

御手元の資料4を御覧ください。

令和7年8月6日から同年9月3日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、7月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が14件、8月議決分といたしまして4条が1件、5条が6件、合計で4条が1件、5条が20件です。

許可保留件数につきましては、7月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が11件、8月議決分といたしまして、4条が0件、5条が1件、合計で4条が0件、5条が12件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容につきまして、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず4条関係です。許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。令和7年3月議決分の所有権の3番が、右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、用途廃止未了により許可保留となっております。

次に同年4月議決分の所有権の6番が、右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により許可保留となっております。

次に同年5月議決分の所有権の4番、9番、12番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、用途廃止により許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

同年6月議決分の所有権の3番、12番が、右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、用途廃止により許可保留となっております。

次に同年7月議決分の所有権の6番、8番、9番、11番が、右端欄のとおり、それぞれ、造成未了、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同年8月議決分の所有権の3番が、右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和7年度第6回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時5分 閉会